

群馬県林業普及機械貸付要領

(趣旨)

第一条 この要領は、群馬県財産の交換、譲与、無償貸付などに関する条例（昭和三十九年群馬県条例第二十八号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、群馬県環境森林部所管の普及機械の貸付に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 普及機械 林業普及事業に供する機械器具のうち「別表」に掲げるものをいう。
- 二 物品管理者 普及機械を管理する者で「別表」に掲げる者をいう。

(貸付の範囲)

第三条 物品管理者は業務の遂行に支障のない範囲で、普及機械を貸し付けるものとする。

2 貸し付けの対象は以下の場合とする。

- 一 林業技術の普及に必要な調査、研究及び研修
- 二 災害の復旧
- 三 その他物品管理者が特に必要と認めた場合

3 普及機械の貸し付けを受けることができる者は、群馬県内に所在及び在住する次の者とする。ただし、第六号及び第七号に掲げる者については、連帯保証人を立てるものとする。

- 一 市町村
- 二 (一財)群馬県森林・緑整備基金(群馬県林業労働力確保支援センター)
- 三 群馬県森林組合連合会、林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部、群馬県素材生産流通協同組合
- 四 森林組合、生産森林組合
- 五 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第3項に基づき、知事から「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」の認定を受けた事業主

六 林業を営む個人及び法人又は林業者等の組織する団体

七 その他物品管理者が特に貸し付けの必要があると認めた者

4 前項で定める普及機械の貸し付けを受けることができる者は、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- 一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 二 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を

もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(借受の申込)

第四条 普及機械を借り受けようとする者は、普及機械借受申込書（別記様式第1号）を借り受けようとする日の10日前までに物品管理者に提出しなければならない。また、暴力団に該当しない旨の「誓約書」（別記様式第9号）を添付するものとする。

(貸付の決定又は不承認)

第五条 物品管理者は、前条の規定による普及機械の借受の申込があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、貸付承認書（別記様式第2号）を交付し、普及機械貸付契約書（別記様式第3号）を取り交わすものとする。なお、普及機械貸付契約書は2部作成し、物品管理者と借受人それぞれが保管するものとする。

2 物品管理者は、前項の規定による承認ができないものである場合においては、これを不承認とし、貸付不承認通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(貸付期間)

第六条 普及機械の貸付期間は、90日以内において、物品管理者が定めるものとする。

2 前項の貸付期間は日をもって計算し、普及機械の引き渡し期日から起算して返納期日までとする。

(貸付期間の延期)

第七条 普及機械を借り受けた者（以下「借受人」という。）の申請により、物品管理者は30日間を限度に貸付期間の延期をすることができる。

2 借受人は、前項の規定により貸付期間の延期を申請しようとするときは、普及機械貸付期間延期申請書（別記様式第5号）を物品管理者に提出しなければならない。

3 物品管理者は、前項の規定による普及機械の貸付期間の延期申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、普及機械貸付期間延期承認書（別記様式第6号）を交付するものとする。

(貸付料)

第八条 普及機械の貸付料は、条例第七条の規定に基づき無償とする。

(貸付条件)

第九条 普及機械の貸付条件は、次のとおりとする。

一 借受人は、貸付期間中の次に掲げる費用を負担しなければならない。

イ 貸付機械の引渡し及び返納に要する一切の費用

ロ 貸付機械の燃料、油脂類等運行に要する一切の費用

ハ 貸付機械の維持管理及び修理に要する一切の費用

ニ 貸付機械の保険料及び点検整備に要する一切の費用

二 借受人は、貸付機械を転貸してはならない。

三 借受人は、貸付機械を借り受けた目的以外に使用してはならない。

(貸付機械の亡失又はき損)

第十条 借受人は、貸付機械を亡失又はき損したときは、直ちにその旨を物品管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の規定による亡失又はき損が借受人の責に帰すべき事由によるときは、借受人は、自己の負担において、これを補てんし、又は修理しなければならない。

(貸付機械の引渡し及び返納)

第十一条 貸付機械の引渡し及び返納は、物品管理者が指定した期日及び場所において行うものとする。

2 借受人は、貸付機械の引渡しを受けるときは、貸付機械の現状確認をしなければならない。

3 借受人は、貸付機械の性能等が不完全であったときには、物品管理者に異議を申し立てることができる。

4 前項により、借受人が異議の申し立てをしなかったときは、貸付機械は完全な状態で引き渡したものとみなす。

5 借受人は、前項の規定により貸付機械の引渡しを受けたときは、直ちに普及機械借用書(別記様式第7号)を物品管理者に提出するものとし、物品管理者は貸付機械の返納を受けたときに当該普及機械借用書を返還するものとする。

(返納の遅延に係る違約金)

第十二条 借受人は、貸付期間の満了の日までに貸付機械を返納しない場合には、当該貸付期間の満了の日の翌日から起算して当該貸付機械を返納した日までの日数(物品管理者が借受人の責に帰することができない理由により返納が遅延したと認めるときは、その日数を差し引いて得た日数)に応じ、群馬県林業労働力確保支援センターが定める類似の機械の貸付日額に相当する額の違約金を物品管理者に納付しなければならない。

(貸付機械の監査)

第十三条 物品管理者は、必要があると認めたときは、当該職員をして随時貸付機械の使用状況を監査させ、又は必要な指示を与えさせることができる。

2 借受人は、前項の指示に従わなければならない。

(弁償金の納付)

第十四条 前条の場合において、次の各号の一に該当するときは、借受人又は連帯保証人は物品管理者に弁償金を納付する。

一 借受人が貸付機械の補てん又は修理の業務を履行しないとき。

二 貸付機械の補てん又は修理が不可能なとき。

三 借受人をして補てん又は修理させることが不適當であるとき。

2 前項の規定による弁償金の額は、物品管理者が定める。

3 前二項の規定による弁償金は、物品管理者の発行する納入通知書により、期限内に納付しなければならない。

(普及機械を返還させる場合)

第十五条 物品管理者は、借受人が次の各号の一に該当するときは、貸付機械を返還させるものとする。

- 一 県が執行する事業に使用する必要が生じたとき
- 二 申請書に虚偽の記載があったとき
- 三 貸付条件に違反したとき
- 四 その他借受人に貸し付けることが不相当であると認めたとき

(貸付機械の検収)

第十六条 物品管理者は、貸付機械の返納または返還があったときは、当該職員をして検収させた後、収受する。

(実績報告)

第十七条 借受人は、貸付機械の普及機械使用実績報告書（別記様式第8号）を返納時に物品管理者に提出しなければならない。

- 2 借受人は、必要に応じて借受目的に関する事業報告書などを物品管理者に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月14日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年9月24日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年11月20日から施行する。